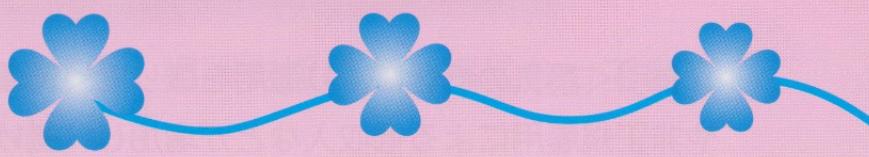


平成27年4月から

生活困窮者自立支援制度がスタート

生活に困窮した方
の自立を支援する
セーフティネット



あなたの抱えている 生活の不安や心配 ご相談ください

生活に困った。。。.

家計が苦しい。。。.

こんなことは
ありませんか？



- 失業して収入がなくなってしまった
- なかなか仕事が見つからない
- 仕事が長く続かない
- ずっと働いていないので就職が不安

- 家庭のことで相談したい
- 周囲に頼る人がいない
- 相談できる人がいない
- どこに相談していいのか分からぬ

- 公共料金を滞納している
- 家賃が払えない
- 入院費用が払えない
- 借金があり返済が大変だ

遠慮なくお気軽に相談してください



誰もが生活困窮に陥るかもしれない 恐れがあります



長引く景気の低迷により雇用を取り巻く環境はいっそう厳しくなり、長期の失業や非正規雇用による低収入などが増加し、働く世代でも生活保護受給者が増加しています。また、生活保護を受けている世帯の4分の1の世帯主が生活保護世帯の出身という「貧困の連鎖」が続いている。

さらに家庭や地域では、単身世帯やひとり親世帯の増加、近所づきあいの希薄化による地域コミュニティーの低下など社会的孤立が問題となっています。

このような社会の変化の中では、誰もが生活困窮に陥るリスクに直面しているといえます。そこで、生活に困った場合でも自立した生活を送るための支援を確実かつ適切に受けられるように、生活困窮者自立支援法が創設されました。

■対象となる方

生活保護を受けている方以外で、生活に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方（生活困窮者）です。

経済的な問題で生活に困っている方、長く失業している方、引きこもりやニートで悩んでいる方、働いた経験がなく不安な方など、これまで制度のはざまで支援を受けられなかった方、複合的な課題を抱えた方にも対応していきます。

支援員が相談に応じます

生活に困っている方が問題が深刻化する前の段階で早く自立できるように、専門性を有する支援員（主任相談支援員、相談支援員、就労支援員）が必要に応じ、支援へとつなげていきます。

○主任相談支援員

相談事業全般をマネジメントし、困難な事例への対応や支援員への指導などを行います。



○相談支援員

相談者から相談を受け、課題の分析やプランの作成、包括的な支援の実施を行います。
必要に応じて訪問支援なども行います。

○就労支援員

ハローワークと連携して、職業訓練や就労支援、職業紹介など就労に関する支援を行います。

相談から自立まで 継続して支援します



相談者の声を聞きながら、相談支援員が一緒にになって自立のために取り組んでいきます

相談支援の流れ

まず、困っていることを何でも話してください

- 来所または電話でご相談ください。
- 窓口に来られない場合には相談員が訪問することもできます。



相談内容から適切な対応を判断します

- 相談の内容により、自立相談支援で対応するか、他の適切な機関へつなげるかを判断します。
- 他の機関へつなげる場合にも同行支援などを確実に行います。



必要な支援が計画的に提供できるように課題を分析します

- 相談員本人だけでなく家族やそれを取り巻く状況、問題の背景などについて、相談支援員と相談者本人が一緒にになって理解を深めます。
- 相談者の抱えているさまざまな課題を包括的に把握して、分析・評価し、解決のための支援を探ります。



相談者と一緒に自立への計画を立てます

- 相談者の希望を尊重しながら、必要な支援が計画的におこなわれるよう自立に向けたプラン（自立支援計画）案を作成します。
- プラン案の作成は相談支援員だけでなく、相談者本人と一緒に作成します。
- 相談者本人と相談支援員が一緒に作成したプラン案について、適切かどうかを支援調整会議で協議し、最終的にどのような支援を行うかを決定します。



自立への目標に一緒に取り組みます

- 決定したプランに基づいて支援サービスが提供されます。
- 相談者の必要に応じた支援ができるように、地域の関連機関が連携して支援を提供します。
- 目標に向けて支援が行われているかを定期的に把握し、必要に応じて調整を行います。



自立した生活を達成





自立相談支援と他の支援が連携して支援します



自立相談支援事業で本人に必要な支援を把握し、本人の状況に応じた支援が行われるようにさまざまな支援につなげていきます。

自立相談支援事業

- 訪問による支援を含め、生活に困っている方を早期に把握して、支援できるようにします
- ワンストップ型の相談窓口として、生活に困窮している方への支援の拠点になります
- さまざまな問題を複合的に抱えた方に、必要な支援を包括的・継続的に提供します
- 地域での支援のネットワークを強化するために、さまざまな社会資源に働きかけて新たな地域づくりを進めます



離職により住宅を失った
(失うおそれのある) 場合



住居確保給付金の支給

仕事に就くのに一定の期間
が必要な場合



就労準備支援

すぐに仕事に就くことが
可能な場合



ハローワークとの
一体的な支援を行います

家計面から生活再建の検討
が必要な場合



家計相談支援

生活に困っている方、不安や心配のある方は、ひとりで悩まずに問題が深刻化する前に早めに、相談窓口にお気軽にご相談・ご連絡ください。相談支援員、就労支援員が相談をお受けします。

相談等がありましたらお気軽に連絡してください。

0274-70-2232

- 窓口開設時間 月～金曜日 8:30～17:15 (土・日・祝、年末年始は休業)
- 相談窓口 富岡市社会福祉協議会 (あい愛プラザ1階)
(富岡市富岡1439番地1)